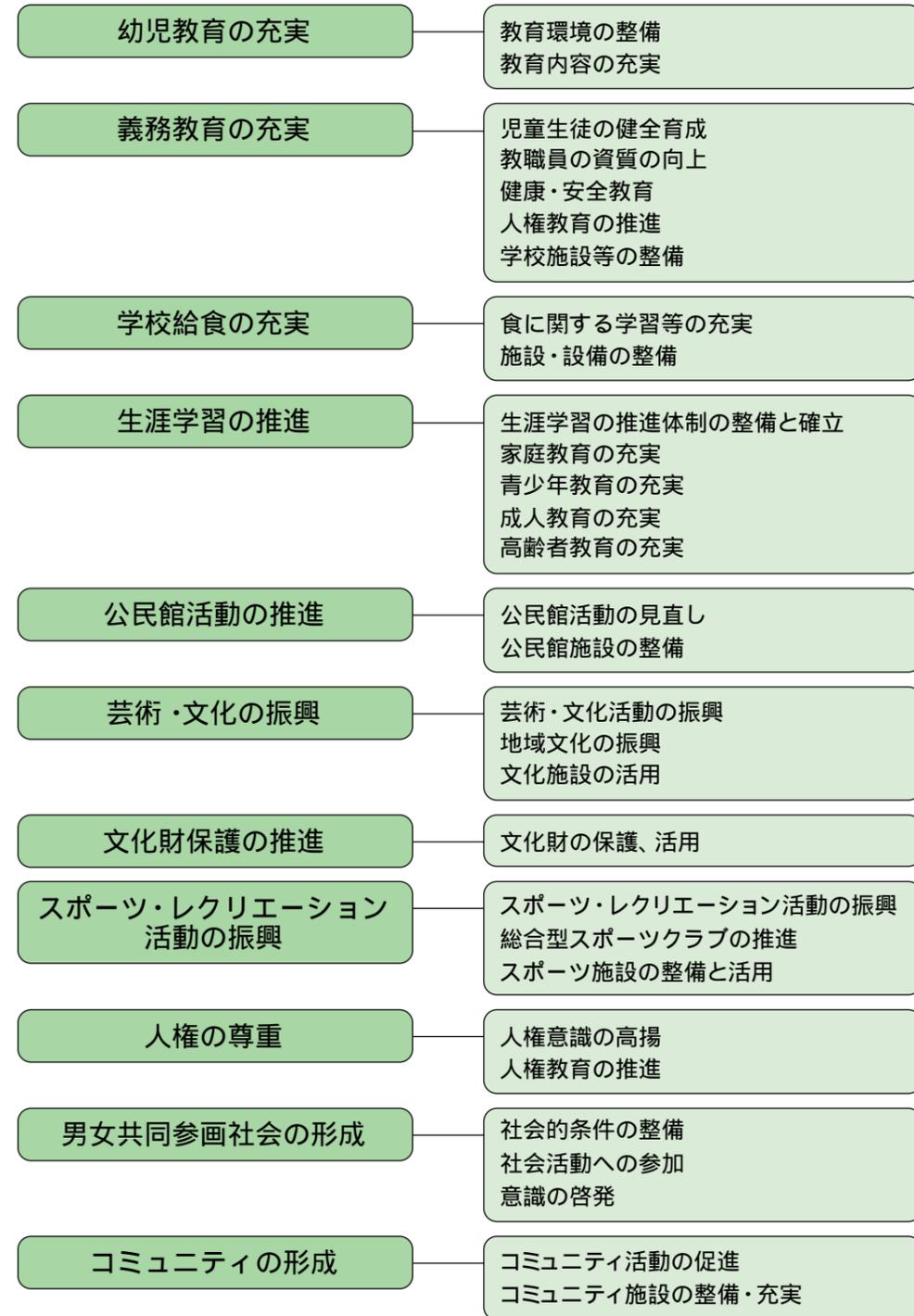


# 自然を活かした幸せプラン

## 第1編 明るいくらしのまち

将来目標 **生き生きと学び 心のふれあうまちづくり**

推進施策

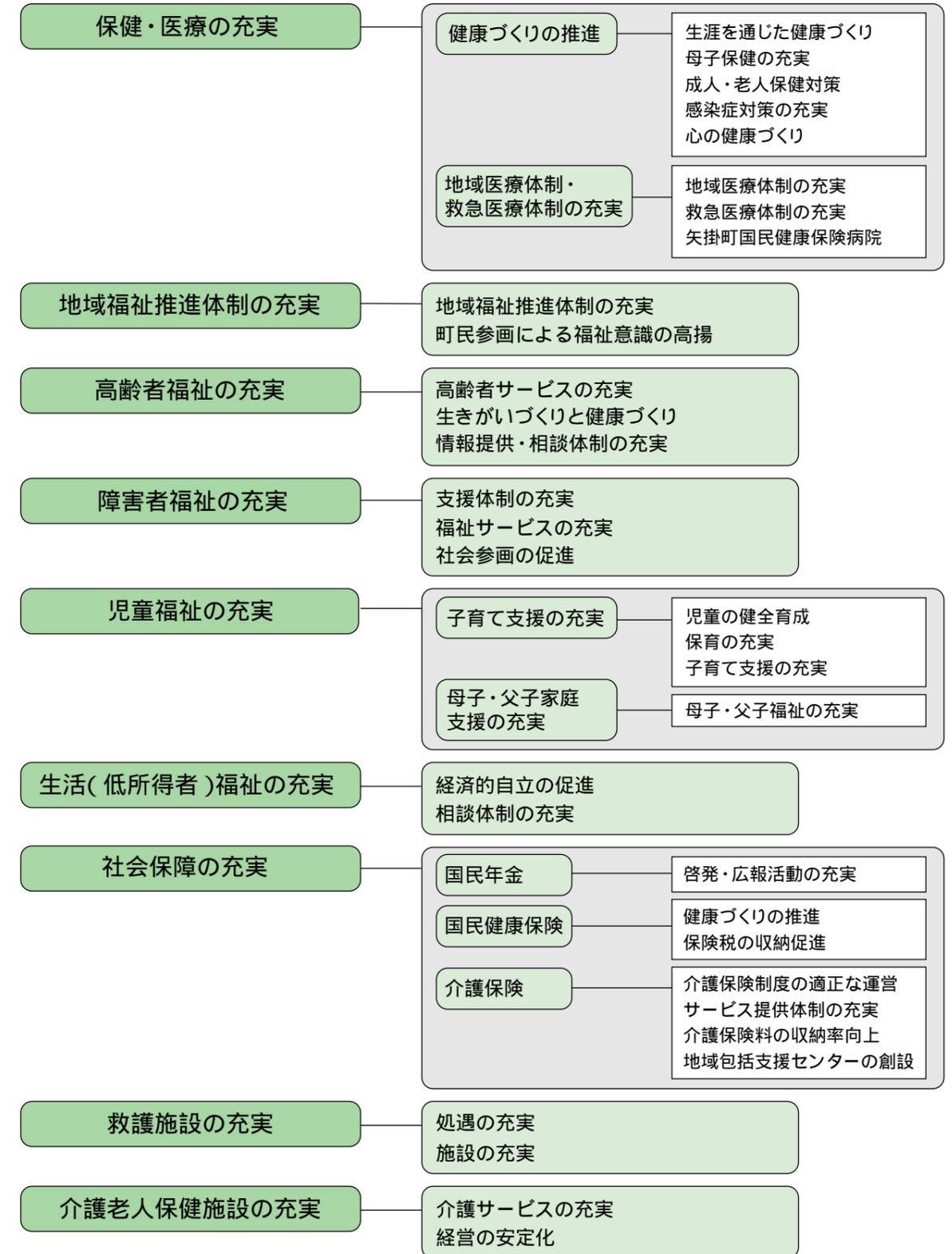


国際交流の推進

国際交流の環境づくり

将来目標 **健康で幸せあふれるまちづくり**

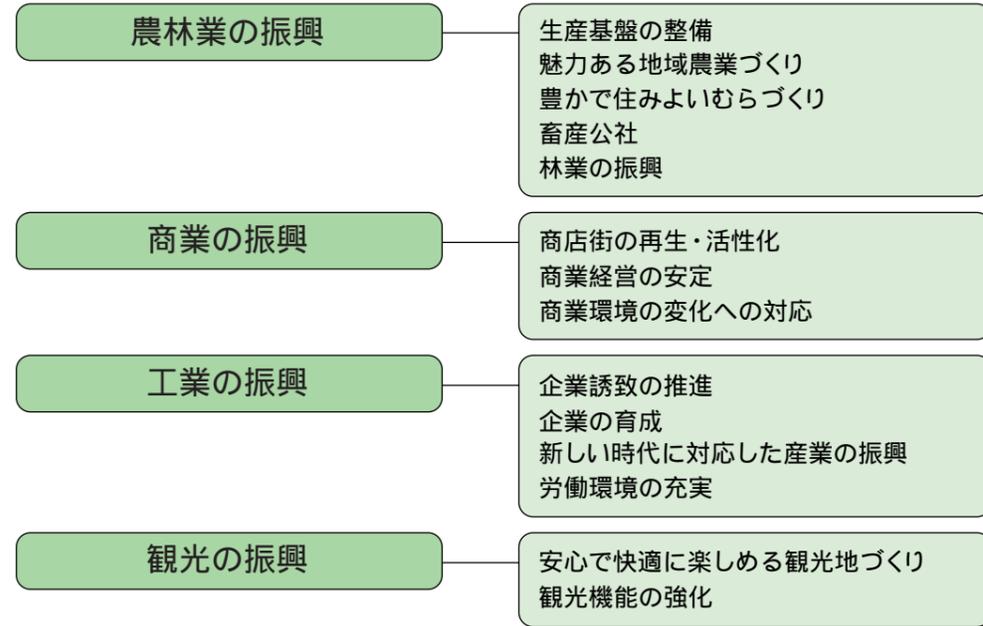
推進施策



## 第2編 活力のあるまち

将来目標 活力に満ちた産業のまちづくり

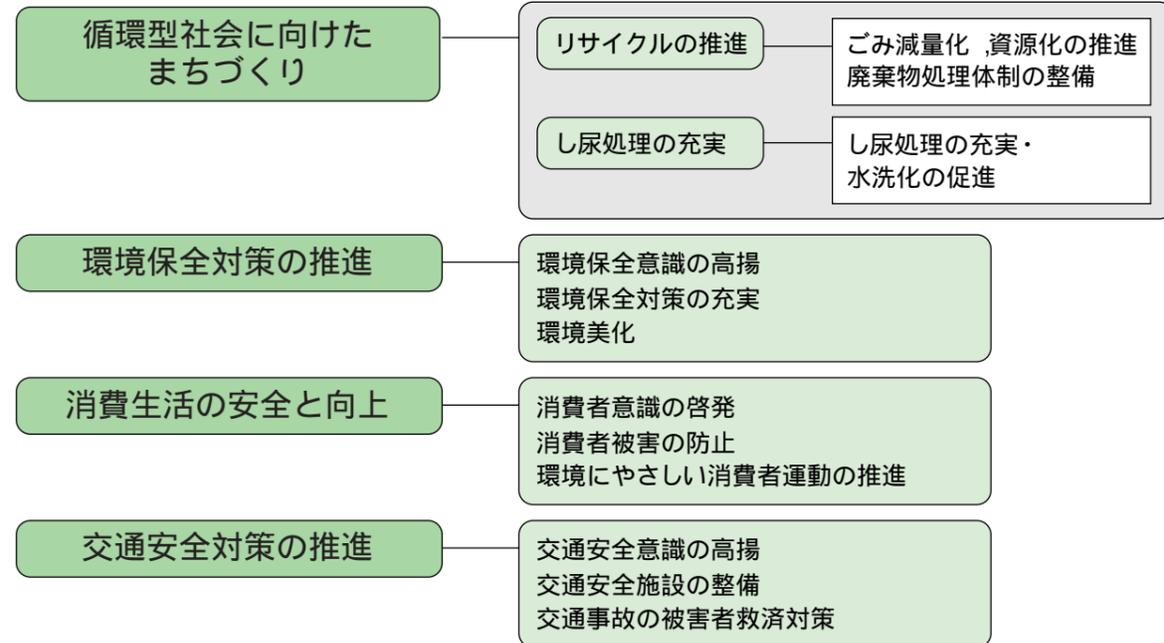
推進施策



## 第3編 安心・安全なまち

将来目標 環境にやさしい安全で住みよいまちづくり

推進施策



消防・防災体制の充実

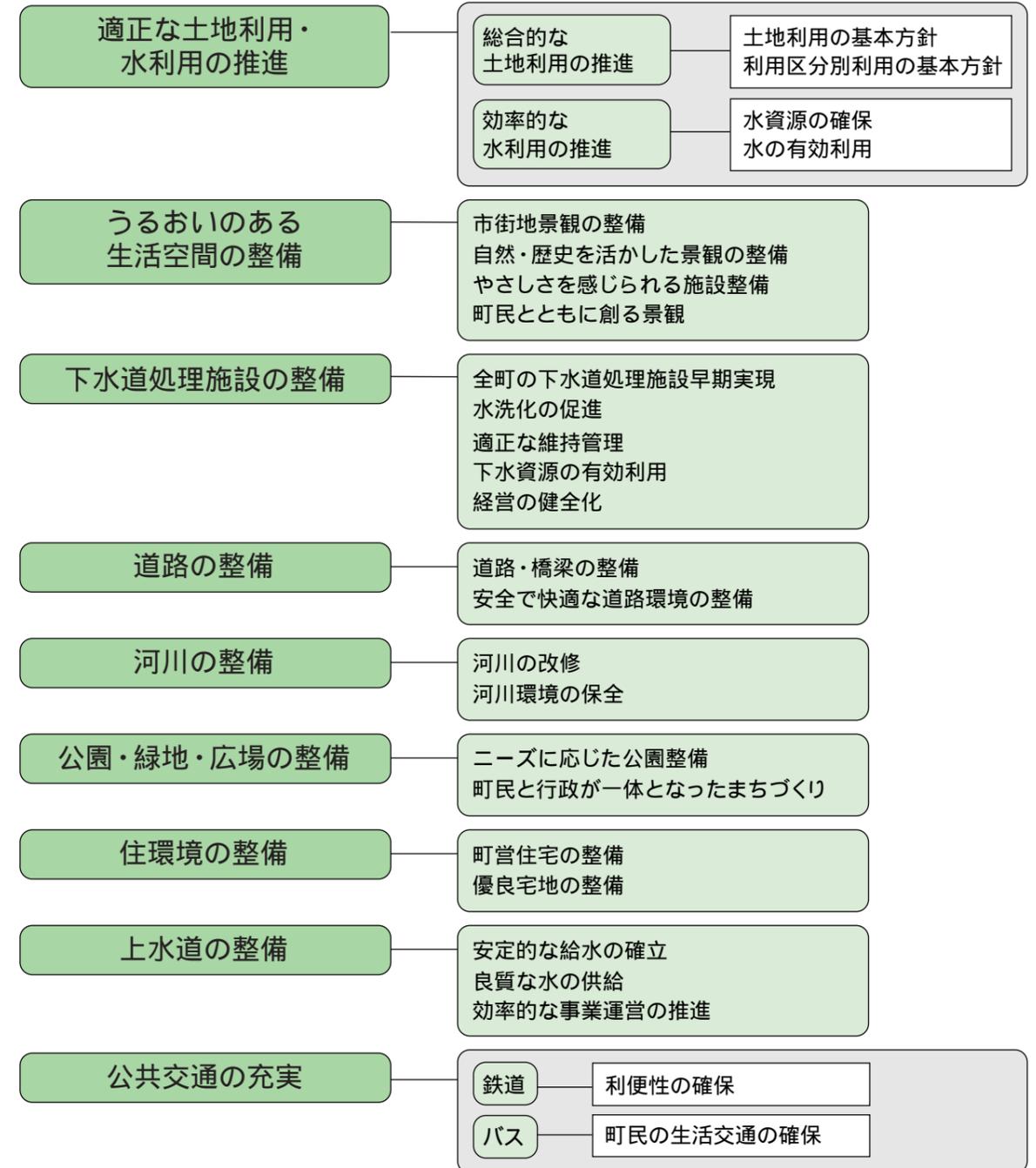
消防・防災体制の充実強化  
消防力の充実強化  
防災意識の高揚

防犯対策の推進

防犯意識の高揚  
犯罪のない生活環境の整備

将来目標 人にやさしい快適な環境のまちづくり

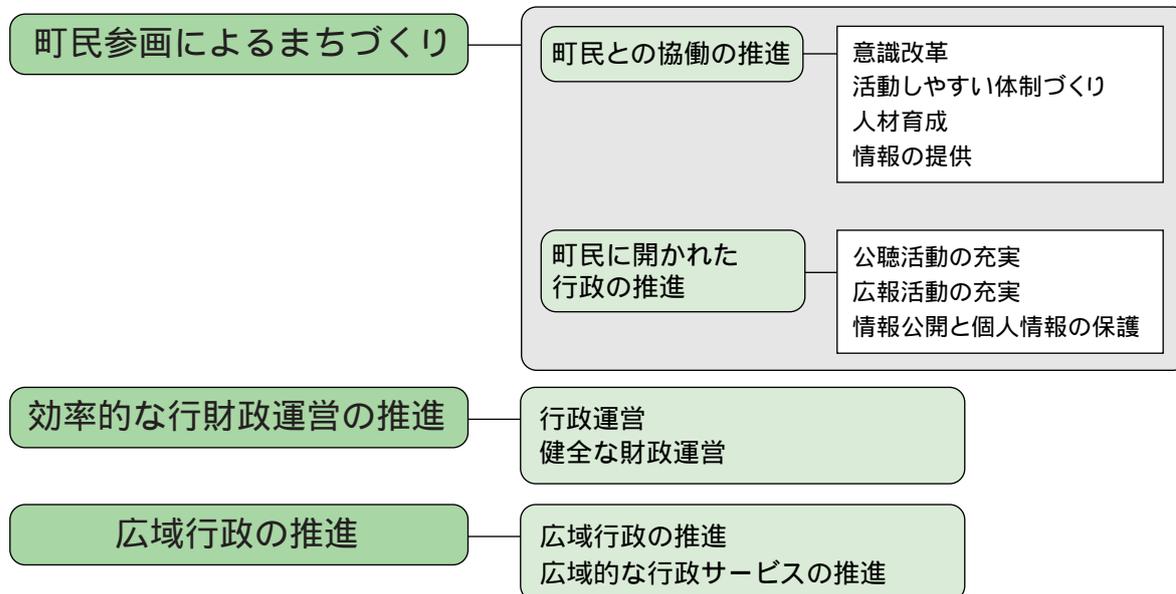
推進施策



## 第4編 町民とともに歩むまち

将来目標 町民とともに歩む活力あるまちづくり

推進施策



第1編

明 るい ぐらし の まち

生き生きと学び 心のふれあうまちづくり

健康で幸せあふれるまちづくり

第5次矢掛町振興計画  
自然を活かした幸せプラン

# 生き生きと学び 心のふれあうまちづくり

## 1 幼児教育の充実

### 現況と課題

幼稚園は、集団生活を通じて幼児一人ひとりの発達に応じ、主体的な遊びを通じて総合的な指導を行うところです。そして、幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期と言えます。また、知的・感性的及び対人関係においても、日々急速に成長する時期です。そのため、この時期に経験しておかなければならないことを十分に行わせることは、将来、一人の人間として充実した生活を送る上で必要不可欠なことと言えます。このような観点から、幼児一人ひとりの異なる生活経験と特性を配慮しながら、それぞれの発達課題に即した教育を行う必要があります。

しかし、近年、幼児教育を取り巻く環境は、親の子育てについての考え方の多様化、少子化、核家族化の傾向が顕著な時代を反映して多くの課題を含んでいます。特に、少子化などによって、基礎的な生活体験、社会体験、自然体験の場が年々減少しています。そこで、幼児の自立を図るために、満足や成功などのプラス体験はもとより、葛藤や挫折などのマイナス体験も含め多様な体験の場となる幼稚園の重要性は高まっています。

本町の4箇所の幼稚園は、いずれも改築を完了し、就学前教育の充実に努めています。しかし、今後、さらなる園児数の減少、女性の社会進出による預かり保育の要望などに対応し、幼保一元化も視野に入れ、施設の再編も含めて幼児教育全体のあり方を根本から見直すことが求められています。

### 幼稚園児数の推移



### 幼稚園児数 (平成 17年 5月 1日現在)

区分	学級数	園児数 (人)
矢掛幼稚園	2	36
美川幼稚園	2	5
山田幼稚園	2	15
川面幼稚園	2	31
合計	8	87

(資料:教育委員会)

### 施策の方向

#### 1 教育環境の整備

幼児教育の基本は、一定規模の集団の中で培われるということを考え、また多様化している保護者と地域のニーズに応えるために、幼保一元化、幼稚園の統廃合などを検討します。さらに、園舎や園庭の開放、子育て相談、子育てサークルとの交流、預かり保育のさらなる充実などを進めます。

#### 2 教育内容の充実

幼稚園教育要領の趣旨に沿って、生活の中から豊かな人間性を育てるという観点から幼児期に

ふさわしい教育内容の充実に努め、また、小学校教育と内容的なギャップがないよう両者の関連にも配慮します。そのためにも、各種研修を推進するなど教職員の資質向上を図ります。

## 2 義務教育の充実

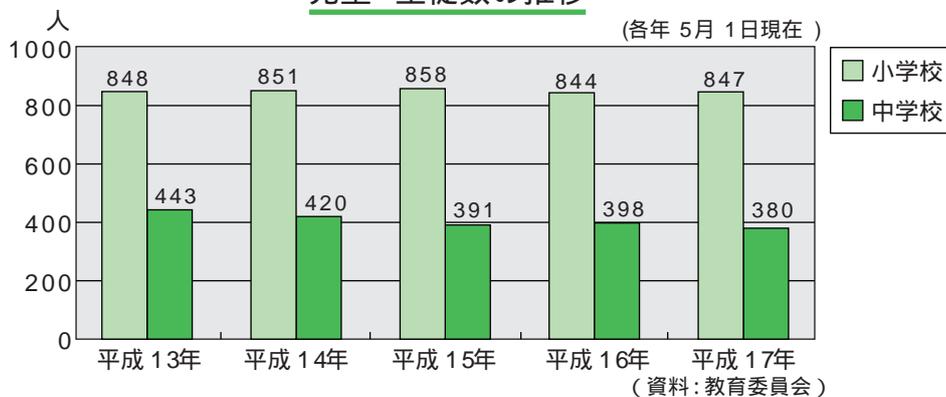
### 現況と課題

本町では、小・中学生の年代が将来にわたって心豊かにたくましく生きていくための基礎的な力を身につける重要な時期であるという認識のもとに、知・徳・体の調和のとれた人間形成を目指して学校教育の振興に努めてきました。また、各学校は、家庭、地域社会と連携しながら、子ども一人ひとりの個性の伸長を図る教育の実現に努力してきました。

しかし、平成 14 年から実施された完全学校週 5 日制などを背景に、家庭や地域社会の役割が今まで以上に増えてきたため、学校は、家庭・地域との連携をさらに密にしながら、家庭や地域に開かれた学校づくりが求められるようになりました。また、国が進めている教育改革に適切に対応し、新学習指導要領に示されている「確かな学力の向上」と「心の教育の充実」の推進に努める必要があります。

そこで、校舎や屋内運動場の耐震化や大規模改修を、今後も計画的に進めていくことが重要です。また、少子化の時代にも子ども同士が切磋琢磨してたくましく成長することができるために、学校規模の適正化を図ったり、通学区の見直しや弾力化等について検討したりする必要があります。さらに、児童・生徒の学力を高め、不登校の解消、特別支援教育の推進のために、教職員の資質の向上や増員を図るなど指導体制の充実に努める必要があります。

### 児童・生徒数の推移



#### 各学校の児童・生徒数

##### 小学校の状況 (平成 17 年 5 月 1 日現在)

区分	学級数	児童数 (人)
矢掛小学校	12	249
美川小学校	5	51
三谷小学校	7	126
山田小学校	7	87
川面小学校	7	124
中山小学校	7	104
小田小学校	7	106
合計	52	847

(資料: 教育委員会)

##### 中学校の状況 (平成 17 年 5 月 1 日現在)

区分	学級数	児童数 (人)
矢掛中学校	13	380
小北中学校	7	137
合計	20	517

(資料: 教育委員会)

## 施策の方向

### 1 児童生徒の健全育成

#### (1) 心の教育と生きる力を育む教育の充実

心身ともに健康であることをベースに、自ら学び、自ら考える力やゆとりの中で「人間力」を豊かに育むための教育を推進します。そのために、「学校力」「教師力」を強化し、児童・生徒の豊かな人間性を育むとともに、基礎・基本になる学力の確実な習得を図ることに努めます。

#### (2) 個性的教育の推進

各学校が地域の特色や伝統、要望を踏まえて、個性豊かな学校教育が展開できるよう、授業の改善を中心に、学校の営みを改善します。また、開かれた学校づくりを推進し、地域住民が学校運営に参画する取り組みを一層進めます。

#### (3) 国際化・情報化教育の充実

小・中学校へ英語指導助手(A L T)を増員配置したり、西安市などの中学生との交流を充実したりして国際理解と国際交流を一層進めます。さらに、「使える英語」の習得を目指して、小学校及び中学校での英語学習をさらに改善・充実します。また、コンピュータの設置台数を増やすとともに、I T( I n f o r m a t i o n T e c h n o l o g y)教育及びコンピュータを活用した学習の充実を図ります。

#### (4) 障害児教育の充実

心身に障害のある子どもたちが、将来、社会の一員として活躍できるよう、就学指導の充実や障害児学級の新設及び障害児理解の推進を図ります。また、L D(学習障害)、A D H D(注意欠陥、多動性障害)高機能自閉症など軽度発達障害児への特別支援教育を総合的に進めます。

#### (5) 教育相談の充実

いじめ、不登校の増加や青少年非行の低年齢化などに対応するため必要な機関を設け、スクールカウンセリング制度等を活用した教育相談や不登校児童生徒の適応指導を推進します。

### 2 教職員の資質の向上

#### (1) 教職員の資質の向上のための研修の充実と評価システムの導入

各種教育課題についての研修会を適宜開催し、教職員の資質の向上を図ります。特に、教職員が授業の改善及び学校経営の改善に意欲的に取り組めるように研修体制を整えます。また、教職員が目的意識を明確にしながら職務に精励するために教職員評価システムを導入します。

#### (2) 教職員の増員

不登校の解消、特別支援教育の推進、学習不振児の解消及び個性的で特色のある教育の推進等のために必要な教職員の増員に努めます。

### 3 健康・安全教育

#### (1) 体育・スポーツ活動の推進

生涯を通じてスポーツ活動を実践することができる、たくましい心と体を持った児童生徒の育成に努めます。また、学校体育と社会体育の調和を図ります。

#### (2) 保健・安全教育の推進

学校の安全管理体制の推進を図りながら、子どもへの暴力防止プログラム(C A P)の導入、禁煙教育、性教育や薬物乱用防止教育など保健・安全教育の推進を図ります。

### (3) 交通安全教育の推進

通学路を一層整備し、安全な登下校の指導をさらに推進します。

## 4 人権教育の推進

### (1) 人権教育の推進

様々な人権問題の解決に向けて、人権意識を高め、基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、学校教育活動全体を通じて人権教育を推進します。

### (2) 人権教育推進体制の確立

各学校における人権教育推進上の課題を明らかにするとともに、各教科等の特質に応じ、人権尊重の理念について理解を促進するために、教職員の研修を推進します。

## 5 学校施設等の整備

小学校、中学校の学習環境を整備・充実するため、校舎・体育施設の整備等を計画的に推進します。また、整った学習環境のもとで相互に切磋琢磨しながら学力を着実に修得するために、学校の再編や通学区の弾力化等について検討し、学校規模の適正化を図ります。また、教育効果をさらに高めるために、町内のすべての保、幼、小、中が施設を共同利用する方策の具体化にも努めます。

## 3 学校給食の充実

### 現況と課題

学校給食は、身体の発育期にある児童・生徒の栄養を考え、安全で楽しくおいしい食事を提供するとともに、食についての正しい理解と食習慣を養ううえで、学校給食は非常に大きな役割を担ってきました。

本町の学校給食は、週 3回の米飯給食、各学校の希望献立、行事食及び地産地消など多様な工夫を凝らしています。しかし一方では、飽食時代の健康な食生活習慣の会得、アレルギー対策及び衛生管理などの課題に対応する必要があります。

また、本町の共同調理場は、平成 9年 4月に改築し、2,000食対応のドライシステム化した機能的で衛生的な施設になりましたが、今後さらに計画的な設備の整備に努めるとともに食器、コンテナ配送車、消毒保管庫等の機械器具についても計画的な更新を図る必要があります。

### 施策の方向

#### 1 食に関する学習等の充実

平成 17年 4月からスタートした栄養教諭制度の開始に伴い、教科や特別活動における食に関する指導及び児童・生徒に対する個別的な指導を充実します。また、献立内容にマッチした食器の使用、選択給食等きめ細かな演出等によって、給食の完全摂取を目指すとともに、安全な地場産品の使用にも今後さらに取り組んでいきます。

#### 2 施設・設備の整備

安全で安心な学校給食を提供できるよう施設、設備の整備を引き続き計画的に進めます。また、学校給食業務の民間委託については、専門家の指導を受けるとともに関係者と充分協議を進めながら学校給食の質の低下を招くことのないよう慎重に検討します。

## 4 生涯学習の推進

### 現況と課題

生活水準や教育水準の向上、インターネット等の普及による情報量の増大に伴って、「心の豊かさ」が求められる時代となっています。さらには、習得した能力や本来の個性を發揮したいという価値観とも結びついて、社会参加による自己実現を図ろうとする意識が高まり、ボランティア活動等への参加の動きが大きな広がりを見せています。

このような動向を踏まえ、矢掛町はすでに乳幼児期から高齢者まで、各年代に応じて充実した生きがいのある人生を送るために、「誰もが いつでも どこでも」自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、矢掛町生涯学習推進本部を中心に、情報提供、普及啓発、指導者養成等に取り組んでいます。

今後の生涯学習の推進は、世代に応じた学習活動を適切に支援するとともに、学習活動を通じて学んだ成果が適切に評価・活用され、学びを他者に教え合ったり、地域に還元する「生涯学習による地域社会づくり」を目標にすることが大切です。「学びたい人・学びを還元したい人」と「地域社会が求めていること」をコーディネートすることが課題となってきます。

また、学習内容は、趣味・教養的なものに限らず、ボランティア活動や子どもの健全育成につながる活動、環境や男女共同参画などの現代的課題に関するものも欠かせなくなってきました。さらに、町民が自ら課題を見つけ、講座等の計画段階から行政と連携して計画を立て、課題を解決していく力を育むことも必要です。

これまで、やかげ文化センター及び図書館を生涯学習の拠点施設として、すべての町民を対象とした各種講座や諸事業等を開催してきました。また、地域においては、地区公民館が地域の実情に応じた主体的な学習活動を推進するなど、生涯学習の啓発と地域住民の学習機会の提供に努めてきました。今後とも多様化する学習ニーズに対応し、町民がいつでも主体的に学習活動ができる体制の整備と充実が一層求められています。

### 施策の方向

#### 1 生涯学習の推進体制の整備と確立

生涯学習を積極的、総合的に進めるためには、学校、PTA、各種社会教育関係団体、ボランティア団体等の関係機関との連携を密にし、全町的な取り組みを行うことが必要です。そのため、生涯学習推進本部は、文化センター、図書館、美術館、ふれあい会館等を核に、すべての町民を対象にした生涯学習のための様々な企画、新しいプログラムの開発など、町民の主体的な学習ニーズに対応した取り組みを積極的に進めます。また、地域の生涯学習拠点として設置されている地区公民館に対して、それぞれの独自性と自主的な活動を尊重しながら、今後とも支援していきます。

さらに、子ども会連合会、文化協会等の社会教育補助団体についても、各団体が自立して青少年、成人、高齢者等に対して有意義な活動・学習等がなされるよう支援していきます。

#### 【具体的な取り組み】

- ボランティア活動や地域活動に関する実践的な講座の開催
- 「ふれあいと学びのフェスタ in やかげ(生涯学習推進大会)」の開催
- 生き生き町民教授の活用、出前講座の充実
- 文化センター、図書館、美術館を利用した学習機会の提供

地域、学校、県、他市町村等関係機関との連携による学習環境の整備  
生涯学習活動を支援する人材の育成  
社会教育補助団体の育成及び自立支援

## 2 家庭教育の充実

家庭は、子どもの基本的な生活習慣を確立し、豊かな感性や情操を育むところです。そのために、学習機会や、情報の提供、相談等に努め、家庭教育の充実に努めます。

また、家庭の子育てを地域全体の課題として捉え、コミュニティ活動やボランティア活動とも連携し、地域ぐるみの子育て支援を促進する環境整備を進めます。

### 【具体的な取り組み】

「家庭教育学級」の充実  
「子育て学習推進事業」の充実  
地域ぐるみの子育て支援の充実  
親同士のネットワークの形成及び父親の子育て意識の高揚

## 3 青少年教育の充実

自主性や社会性を備え、心豊かでたくましい青少年の育成は、すべての町民の願いです。そのため、子どもたちが積極的に外に出て、生き生きと活動ができる環境づくりが必要と考えます。学校週5日制のもと、「地域の子どもは地域で守り、育てる」という考えに立って、学校・公民館等それぞれの地域に設置されている施設を利用しながら、子どもたちが安心して、しかも気軽に参加できる週末の居場所づくり事業を展開し、地域の人たちとの交流をさらに推進します。また、体験活動・奉仕活動の推進も青少年健全育成の重要な課題であり、関係団体とも連携しながらさらなる充実に努めていき、それらの取り組みにより、豊かな心や生きる力が身につくよう支援していきます。また、乳幼児等の育成についても、適正な施策を推進していきます。

### 【具体的な取り組み】

「子どもの居場所づくり事業」の推進  
体験活動・奉仕活動の充実  
スポーツ少年団・子ども会等関係団体との連携  
矢掛町青少年育成センターの充実  
地区公民館との連携

## 4 成人教育の充実

価値観や生活様式が多様化する中、個性や能力を十分に発揮することで、自己実現を図ろうとする意識が強まっています。そこで、趣味・教養などの学習活動、健康づくり、まちづくり、環境保全、情報化、国際化などの現代的学習活動、文化の伝承等社会参加活動などの学習環境の整備に努めます。

## 5 高齢者教育の充実

高齢者が培ってきた知識・経験・能力を活かし、他の世代とともに地域活動へ参画できる環境づくりを進めることが大切です。そこで、高齢者と青少年等との異年齢集団が交流する場の確保や、出前講座等の高齢者の生きがいと社会参加の場の充実に努めます。特に、矢掛町で是非残していきたい伝統的な文化、話、技術等を伝える場を設けていきます。

## 5 公民館活動の推進

### 現況と課題

公民館活動、特に地区公民館の活動については、それぞれの地域の特色を活かしながら、地域住民の自主性と主体性を尊重しながら、計画、実施、評価がなされ、地域コミュニティ活動を通して本町の「まちづくり」や地域活性化に大きく貢献してきました。

しかしながら、時代の急激な変化、特に情報化社会、少子高齢化社会の到来、町民ニーズの多様化、コミュニケーション力の低下など様々な社会情勢の変化に伴い、地区公民館のあり方等の見直しが必要となっています。

今後は、平成 16年 2月に社会教育委員会より提出された「矢掛町地区公民館の適正な運営について」の答申を踏まえ、公民館長会議・主事会議等を重ねながら、中央公民館との役割分担、地区公民館活動の内容、職員体制、施設整備も含め問題の解決が求められています。さらに、住民協議会及び地区公民館との機能分担や連携のあり方の検討を進める必要があります。

### 施策の方向

#### 1 公民館活動の見直し

公民館活動が社会教育法の目的等に則った活動であることはもちろんのこと、地域の各種団体、地域住民と連携した真に地域に密着した活動となるよう一層の支援に努めます。

#### 【具体的な取り組み】

「子どもの居場所づくり事業」の推進

家庭教育の支援(子育ての支援)

異世代交流の場づくり

ボランティアの養成・研修・交流活動

館長会議による、公民館運営・職員体制・活動の見直し

地域住民の生涯学習の場としての充実

#### 2 公民館施設の整備

各地区公民館施設は、昭和 44年から昭和 57年の建築であり、その建築年数から修繕等も増加していますが、引き続き施設利用の支障がないよう計画的に整備していきます。

## 6 芸術・文化の振興

### 現況と課題

人生を豊かにし、生きがいをもたらす芸術・文化活動は、生涯学習の一環として、人と人、文化と文化の交流を生み出し、地域社会の活性化を促進するものです。

本町では、やかげ文化センター、やかげ郷土美術館、町立図書館、地区公民館などを中心に多彩な芸術・文化活動が展開されており、町民の芸術・文化活動に対する関心が高まっています。

今後は、町内の文化施設を有効に活用するとともに、文化協会等と連携を図り、町民が芸術・文化に触れたり、参加したりする機会や環境の整備を一層進める必要があります。また、これらの活動を個々の活動にとどめずに、地域へ広げていくことを視野に入れることが課題になっています。

また、平成 22年度に岡山県で開催予定の国民文化祭への対応が検討課題となっています。

#### やかげ文化センターの現状

(平成 17年 4月 1日現在)

ホール	客席：2層構造 最大 754席( 舞台増設時 592席 ) 舞台：間口 16.0m 奥行き 11.5m 高さ 7.2m
その他施設	楽屋 (2) リハーサル室 (多目的利用可) 視聴覚室 (50名) 会議室 (30名) AVスタジオ、和室 (12畳) 古文書室
備品等	ピアノ (スタインウェイ、ヤマハ) ビデオプロジェクター、ビデオデッキ、資料提示装置、16mm映写機、 スライド映写機、OHP、移動式スクリーンほか

(資料：教育委員会)

#### 町立図書館の現状

(平成 17年 4月 1日現在)

図書収容能力	約 100,000冊( 開架約 50,000冊 閉架約 50,000冊 )
現在蔵書数	約 73,000冊
その他	AVコーナー、畳コーナー、幼児コーナー、託児室

(資料：教育委員会)

### 施策の方向

#### 1 芸術・文化活動の振興

町民の自主的な文化活動や芸術活動への取り組みを促進するため、活動の活性化を促すとともに、活動成果の発表機会を拡充するなど、文化芸術団体の活動を支援します。また、優れた演劇や音楽等を鑑賞する機会を増やします。

#### 2 地域文化の振興

平成 22年度に岡山県で開催予定の国民文化祭には、本町の特色や実情に合う参加の仕方を検討します。地域の伝統芸能を継承したり、地域の個性的な文化活動を振興するための支援を行います。

### 3 文化施設の活用

#### (1) やかげ文化センター

町民の文化活動の発表の場、また優れた芸術を鑑賞する場として、積極的な運用を図り、これらの企画実施に当っては、自主企画運営化に努めるなど、「町民の文化センター」という意識の高揚を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

自主的な行事運営の促進  
施設ボランティアの育成  
音楽団体への支援の充実  
文化的に質の高い講演会、コンサート、演劇等の提供

#### (2) 図書館

平成 11年の開館以来、収蔵目標とする 10万冊に近づき、利用者は確実に増加しています。今後一層多様化する町民のニーズに対応した事業の充実を図ります。

#### 【具体的な取り組み】

図書館ボランティアの育成  
図書館講座の充実  
巡回図書 of 拡充  
蔵書・郷土資料の充実及び読書環境の整備  
県内の図書館及び町内学校図書室とのネットワーク化  
「矢掛町子ども読書推進計画」の充実  
図書館情報システムのハード・ソフトのバージョンアップ

#### (3) やかげ郷土美術館

郷土の芸術家に関する研究を進めながら、収蔵庫を拡充するなどして、館蔵品の収集を一層進め、それら館蔵品を活用した企画展を定期的開催します。また、町民の芸術活動の発表の場、交流の場として町民ギャラリーの適切な運営を今後も継続し、参加型美術館を目指していきます。

## 7 文化財保護の推進

### 現況と課題

本町には、価値の高い自然景観や動植物、先人が残した歴史遺産が数多くあります。自然や歴史・文化を大切にし、それらから多くのことを学び、今の生活に活かし、さらに、それらを未来へ継承していくことは現代を生きる我々の重要な使命です。文化財保護事業の推進に当っては、自然や歴史に対する町民の理解を深めながら、保護・保存に努める工夫が求められています。また、自然や歴史遺産を現在の生活の中に活用していくことで、心豊かなふるさとづくりを進めることが必要です。

### 施策の方向

#### 文化財の保護、活用

町民の文化財保護意識の高揚を図るため、より多くの町民が常に文化財を身近に感じられる機会の提供に努め、文化財を守り、後世に継承していくよう、意識の啓発を積極的に進めます。さらに、文化財の活用を図るため施設の整備に一層努めます。

また、町内に存在する指定文化財及び未指定文化財の研究を行い、適切な保護・保存施策を講じます。

#### 【具体的な取り組み】

町内の文化財めぐりや自然、歴史、民俗など多岐にわたる講座の開催

広報紙や町の刊行物に、文化財に関する記事の積極的な掲載

文化財の収蔵・展示ができる歴史民俗資料館の整備

本陣、脇本陣を中心とし、古代から現代までの歴史を町全体で体感できるような散策コースや魅力的な企画の実施

文化財の管理や周辺の清掃、文化財に関連したイベントなどに参加するボランティアの組織づくり

指定文化財の保護・保存施策の充実

## 8 スポーツ・レクリエーション活動の振興

### 現況と課題

スポーツ・レクリエーションは、健康の保持・増進や体力づくりを目的とするだけでなく、ストレスを解消させる方法として、また生活に楽しみや喜びを与え、明るく活力に満ちた生活を送るうえにおいても、大きな役割を果たしています。

近年、労働時間の短縮などによる余暇時間の増大とともに、スポーツへの関心が高まり、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ町民は着実に増えています。

また、スポーツの目的や内容も多様化し、ソフトボール、野球等屋外のスポーツが減少し、バレーボール、バドミントン、水泳等屋内スポーツが増加する傾向にあります。特に、海洋センタープールでは、水中トレーニングや身体リハビリ等の健康保持を目的とした水中ウォーキング等が注目されています。

本町では、海洋センターをスポーツ拠点施設に位置づけ、矢掛運動公園、小田球場等とともに多くの町民が利用しています。また、各地区においても学校施設の開放を促進するなど、多様化する町民のスポーツ需要に応えています。

高齢化の進展や生活が便利になったことに伴い、体を動かすことが少なくなっている現代においては、

生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができる環境づくりが求められています。また、専門的な知識や経験を有する指導者を充実させるため、若年層の育成、免許資格を有した人材の確保が求められています。さらに、施設によっては老朽化が見られるとともに、多様化する町民のスポーツ需要に対応した施設の計画的な整備、有効活用が求められています。

### 施策の方向

健康に対する関心の高まり、完全学校週 5日制の定着、余暇時間の増加など、町民がスポーツに親しむ機会は増えてきています。そのため、町民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションを「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に楽しめる環境の整備を進めます。

#### 1 スポーツ・レクリエーション活動の振興

町民の豊かな人間性と明るい地域社会を築いていくため、子どもから高齢者に至るまですべての町民が生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに参加できる施策を進めます。このため、気軽にスポーツを楽しめるように、従来から実施しているスポーツに加え、ニュースポーツやレクリエーションの普及、指導者の育成、スポーツ教室・イベントの開催などスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

また、高齢化社会に対応し、福祉施策との連携を図りながら、プールを活用したりハビリ教室やイベントの開催等により高齢者の健康づくりを進めます。

#### 2 総合型スポーツクラブの推進

「いつでも、どこでも、だれでも」自分に合ったスポーツを楽しむことができる「総合型スポーツクラブ」の取り組みを進めるため、体育協会、スポーツ少年団などの関係団体、小・中学校、地域との連携を図り、組織づくりや指導者の育成など体制づくりを進めます。

#### 3 スポーツ施設の整備と活用

町民のスポーツ活動に対応できるように、スポーツ拠点施設としての海洋センター、矢掛運動公園、小田球場等スポーツ施設の適正な維持管理に努めるとともに、新たな施設の開設も含め計画的な改修及び機能充実を図ります。

また、学校体育施設等の有効活用を進めるため、学校の体育施設や公共施設の開放を進め、地域のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

## 9 人権の尊重

### 現況と課題

人権は、すべての人々が個人としての存在と自由を確保し、社会において幸福な生活を送るために欠くことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利です。

本町に暮らすすべての人が、差別意識を持たず、社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、健康で生きがいのある人生を送ることができる差別のない明るい社会を実現する必要があります。

本町では、平成 9年に「人権尊重の町宣言」をするなど、人権が尊重された社会の確立に向け、国、県との密接な連携のもとに、積極的に取り組んできました。しかしながら、今日なお、同和問題をはじめ女性、子ども、障害のある人、高齢者、在住外国人、かつてハンセン病を病んだ人々等に対する偏見や差別など、なお解決すべき人権問題が存在しています。また、学校をめぐるっては、いじめ、不登校等の問題も依然として発生しています。

人権尊重の社会を実現するため、幅広い人権問題について町民一人ひとりの理解と認識を深めることが重要であり、自らの課題として日常生活の中に生かせる基本的人権尊重の精神が正しく身に付くよう、教育・啓発を進める必要があります。

### 施策の方向

すべての町民が、差別意識を持たず、社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながらともに生活していけるよう、人権啓発活動の充実や人権教育の推進により、町民の人権意識の高揚を図るとともに、人権の視点であらゆる行政施策の推進に努めます。

#### 1 人権意識の高揚

あらゆる差別、偏見が解消され、幸せな生活を営むことのできる、人権が尊重される社会の実現のため、家庭、学校、地域社会、企業、行政等の連携を図り、講演会、研修会、各種講座、交流活動などを開催し、人権問題を自らの問題としてとらえ、その解決に向けて努力するなど、町民の人権意識の高揚、啓発に努めます。

#### 2 人権教育の推進

「岡山県人権政策推進指針」や「岡山県人権教育推進委員会答申」等を踏まえ、学校教育と社会教育の連携を密にしながら、人権問題についての認識を深めるとともに、人権尊重の精神が正しく身に付くよう、人権教育の総合的な推進を図っていきます。

推進に当っては、矢掛町人権教育推進協議会を核として、基本方針、方向等を毎年度確立しながら、より効果的に進めます。

## 10 男女共同参画社会の形成

### 現況と課題

少子高齢化、経済の成熟化、国際化、情報化の急速な進展により、大きな変革期を迎えている現在、これらの変化に対応し、将来にわたって豊かで安心できる社会を構築するためには、「男女共同参画社会の実現」が欠くことのできない要件であることは、社会の共通認識になってきました。

平成 11年 6月に施行された「男女共同参画社会基本法」の中では、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野へ参画する機会の確保や責任を分かち合うことが明記されています。また、地方公共団体においても、男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な計画の策定が努力義務とされ、女性の登用などの積極的改善措置を講ずることも求められています。

岡山県においても、平成 13年に、基本計画「おかやまウィズプラン 21」が策定され「男女共同参画の促進に関する条例」が施行され、岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）を拠点に、各種講座や就業・DV（ドメスティックバイオレンス）相談等が実施されています。本町でも、男女共同参画事業を「生涯学習の一環」としてとらえ、講演会、学習会などを実施し、広く町民へ参加を呼びかける中で、少しずつ関心は高まってきました。しかし、依然として社会のシステムや慣習、人々の行動や意識の中に、旧来の固定的な考え方が根強く残り、男女共同参画社会を築くうえで大きな阻害要因となっており、法の理念と現実との間には大きな隔たりがあります。

男女共同参画社会実現に向けた取り組みは、多分野にわたっているものですが、部分的な事業展開にとどまっています。今後は、町としての総合的で具体的な指針や行動計画を立て、実情に即した体制づくりを進めていく必要があります。

それと同時に、「やかげ女性連絡協議会」や各種女性団体からの提案や意見を、積極的に行政に反映させ、各種委員会へも女性を積極的に登用し、女性の力をまちづくりに活かしていくことが大切です。

### 施策の方向

#### 1 社会的条件の整備

男性も女性も互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、対等に能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が 21世紀の発展のカギであることを地域全体が自覚するために、町の実情に即した「男女共同参画社会の促進にむけた指針や行動計画」の策定に取り組みます。

さらに、女性特有の健康相談や DV（ドメスティックバイオレンス）、セクシュアル・ハラスメントなどについての相談事業を推進するために、警察、病院、専門関係機関との連携を密にし、専門的なカウンセラーの確保や相談窓口の充実を図ります。

「男女共同参画社会の促進にむけた指針や行動計画」に盛り込む内容

- ・「男女の人権尊重に関すること」
- ・「社会的制度や慣行の見直し」
- ・「政策、方針決定過程への女性参画の促進」
- ・「DV相談、健康相談」
- ・「職業と家庭地域社会生活の両立支援」
- ・「雇用分野における均等な機会確保」
- ・「農業、商工業における共同参画の推進」等

## 2 社会活動への参加

地域、職場、家庭など社会のあらゆる分野において、男女が平等に参画し、男女両性の意思が反映できる環境づくりを進めます。

女性の視点に立った提言等をまちづくりに反映させるため、各種委員会、審議会等への女性委員の登用を積極的に進めます。このため、数値目標を定め、女性委員比率を高めることに努めます。さらに、町職員の配置や管理職登用についても、男性職員と同様の機会均等を図っていきます。

女性の就労の場を確保するため、ハローワークや企業等とも連携し、情報提供に努めるとともに、男性も女性も働きやすい環境づくりを目指して、職業と家庭、地域社会生活の両立支援に向けた「子育て支援対策の充実」を図ります。

## 3 意識の啓発

家庭、学校、地域、職場における男女平等、男女の固定的な役割分担意識の改革など、従来の価値観や生活様式にとらわれない男女共同参画社会を実現するための啓発を推進します。

### 【具体的な取り組み】

女性団体、女性リーダーの育成、充実

男女共同参画社会づくりに向けた啓発資料、学習機会などの提供

幅広い層を対象にした学習会、講演会、講座の開催

## 11 コミュニティの形成

### 現況と課題

少子高齢化の進展や核家族化の進行、生活様式の多様化等の社会経済環境の変化は、町民の生活様式に変化をもたらしました。これに伴い地域社会の弱体化や町民の連帯意識の希薄化が進んでいる中で、人と人とのつながり、ふれあいなどの心の豊かさを求めるコミュニティ活動を推進し、連帯感で結ばれたやさしい地域社会を築くことが求められています。

また、経済的な豊かさや自由時間の増大や価値観の多様化等を背景に、各地域におけるまちづくりや地域の環境、福祉、教育、防災などの分野で、社会へ貢献することの喜びや生きがいを求めるボランティア活動などを通じ、人と人が支えあい、心がふれあう活動をコミュニティ活動に求める人も増えてきています。

本町のコミュニティ組織は、7地区の住民協議会や自治協議会の下に、自治会、町内会が組織されており、この他に子ども会、老人会等地域活動団体が組織され、それぞれの連携のもと、美化活動、環境保全活動など、さまざまな地域活動が行われています。今後においても主体的な活動の充実、世代を越えた参加の促進が求められています。

また、自治会・町内会の活動拠点となる集会施設の修繕・建設には、膨大な建設費を伴うため、平成3年度から公会堂等集会施設整備補助制度を設けて助成しており、今後も計画的な整備を進める必要があります。

さらに、町民が自分たちの住む地域に関心を持ち、町民一人ひとりがまちづくりの主役であるという意識を高めて、問題や課題の解決に向けて、自主的に行動することが大切です。

## 施策の方向

### 1 コミュニティ活動の促進

#### (1) コミュニティ活動意識の醸成

コミュニティ活動の意義について、広く町民の理解を求め、多くの地域住民が参画できるよう啓発に努めます。また、地域への愛着心や町民相互の連帯意識を育てるため、青少年から高齢者までの幅広い層のコミュニティ活動への参画を呼びかけ、町民のコミュニティ活動意識の醸成に努めます。また、地域のコミュニティを支える指導者の育成に努めます。

また、町民の主体的なまちづくりへの参画を促すよう啓発活動に努め、地域活動の促進を図ります。

#### (2) コミュニティ組織の育成・連携強化

基礎的なコミュニティ活動の推進の核組織としての町内会を基本に、子ども会、老人クラブなども含めた有機的な連携をとり、地域リーダーの育成に努め、自主的で主体的な活動の活性化を促進し、コミュニティ組織の連携を図り、組織の育成と強化を図ります。

また、町内会未加入世帯については、地域への愛着心や町民相互の連帯意識を育てるため、自治協議会等関係組織と連携をとりながら、未加入世帯の町内会加入を促進します。

### 2 コミュニティ施設の整備・充実

コミュニティ活動を促進するために、活動及び交流の拠点となる集会所、広場等を地域の実情に応じた整備を進めます。また、施設の有効利用を図り、町民の自主的な管理運営を推進します。

## 12 国際交流の推進

### 現況と課題

社会のグローバル化が進む中で、町民の国際化へ対する関心もますます高まっています。インターネットの普及や交通・通信の飛躍的な発展により、海外旅行はもとより、海外の情報も簡単に入手できるようになり、外国はますます身近なものになってきました。

これからの国際社会へ対応できる子どもを育成するため、外国語教育や国際感覚の醸成を目的とした教育を幼少期から受けさせるなど、義務教育を待たずにいろいろな活動に取り組んでいる家庭も増えています。長期休暇を利用して海外でのホームステイを体験する学生や、海外留学など、若い世代も積極的に海外へ目を向けています。

本町では、国際化に向けて平成 5 年度から外国人指導助手を招致し、町内の幼稚園・保育園で遊びを通して外国人とふれあい、生きた外国語や文化、習慣などを直に感じることを目的とした教育を行ってきました。また、平成 12 年度からは町内の小学校にも外国人指導助手を配置し、中学校の ALT を含め、幼児期からの一貫した外国人による英語教育や、国際感覚を養うための環境づくりを行っています。

また、本町では中国との交流も盛んで、昭和 61 年に町ゆかりの偉人吉備真備公の記念碑が建立されたのをきっかけに、中国西安市と友好交流を続けています。本町と西安市の学生によるホームステイを行いながらの相互交流や西安市からの研修生受け入れ、町民参加による訪問団の友好訪問などの活動を積極的に続けています。西安市からの研修生は、1 年間の研修期間に町内のイベントや地区の祭り等に参加することで町民との交流を深め、帰国後も両者の交流の架け橋として活躍しています。

さらに、国際交流フェスティバルとして、音楽、踊り、雑技等の公演を通じ、諸外国の文化に触れる

機会を提供しています。特に、中国江西省の雑技団の公演に当っては、ホームステイによる団員の受け入れを行い、町民の国際感覚の高揚、交流の促進を図っています。

国際交流は人と人の交流であり、その交流は一時的なものではなく永久的に続いていくものです。今後も、若い世代を中心に積極的に交流の輪を広げ、多くの人々の理解と協力を得ながら、継続していくことが求められています。また、外国人が暮らしやすく、活動しやすい環境づくりに努める必要があります。

### 施策の方向

#### 国際交流の環境づくり

国際交流を進めるには、町民一人ひとりが交流に関心を示し、自発的な参加の意思を持つことが求められます。そのためには、参加しやすいように活動の多様化を図るなどの工夫が必要です。スポーツや芸術、伝統芸能や食、音楽などを通して相互に参加できる交流の場を提供して参加を促すことは、年代、地域を越えた交流にも発展し、地域の活性化につながります。また、一人ひとりが感じたことは自己の文化や歴史、地域を見直す機会となり、個性の形成にも大きな影響を与えることとなります。

##### (1) 国際性のかん養

今後は、これまで実施してきた事業も継続して進めながら、草の根的に活動を行っている個人やグループ、外国人労働者のいる企業とも積極的に情報交換を行い、本町全体の国際交流への意識の高揚に努めます。

また、地域で開催される各種講座、イベント等への外国人指導助手、西安市研修生の派遣等を通じ、町民との交流活動を促進し、国際感覚の向上に努めます。

##### (2) 人材の育成

幼児期から国際性を育むため、外国青年による英語指導を継続して行うとともに、英語・中国語講座等の開催並びに西安市学生や雑技団のホームステイ受け入れ等を通して、国際交流の担い手となる人材の育成、交流の促進を図ります。

##### (3) 外国人への支援

外国人が暮らしやすい環境づくりを進めるため、生活に必要な情報の外国語案内の作成、外国語の観光案内冊子、公共施設の案内表示等への外国語併記を進めます。また、外国人が犯罪の被害者、あるいは加害者にならないよう努めるとともに、不法就労や不法滞在の防止など、警察署等の関係機関と連携して、外国人の支援を進めます。

# 健康で幸せあふれるまちづくり

## 1 保健・医療の充実

### 1 健康づくりの推進

#### 現況と課題

保健・医療の充実や生活水準の向上により、人生 80 年時代を迎えた今日、健康で豊かな生活を送ることは町民誰もが願うところであり、健康の維持、増進に対する関心は、非常に高くなってきています。

しかし、近年では、日常生活習慣と深く関連があるがん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が増加してきており、これらへの対応が課題となっています。また、社会環境の急激な変化や複雑化に伴うストレス等による精神疾患などの心の健康の問題や結核、エイズ、C型肝炎、また新感染症として重症急性呼吸器症候群(SARS)などの感染症などが問題となっています。

本町では、生涯を通じた健康づくりの推進(栄養教室、栄養指導、健康づくり教室、健康相談、トレーニングルームでの運動促進等)母子保健対策(1歳6ヵ月児・3歳児健診、子育てなんでも相談、よい子の歯科保健教室、母子訪問指導等)成人保健事業(基本健康診査、胃がん検診等)感染症対策(BCG接種などの予防接種の推進)精神保健事業(精神保健相談等)等を行い、町民の生涯を通じた健康づくりと総合的な保健医療体制の整備に努めています。

今後においても、町民のニーズを的確に把握し、保健・医療・福祉の連携のもと、乳幼児から高齢者までのすべての町民が健康で明るく元気に生活を送ることができるように、きめ細かな保健活動の充実を図る必要があります。また、「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、町民の自主的な健康づくり活動を支援する体制づくりを進める必要があります。さらに、疾病予防に重点を置いた施策の展開や心の健康づくりにも取り組む必要があります。

#### 死因別死亡状況

(各年末現在)

	第1位		第2位		第3位		死亡総数
	死因	実数	死因	実数	死因	実数	
平成12年	呼吸器系疾患	41	悪性新生物	32	心疾患	32	173
平成13年	悪性新生物	40	呼吸器系疾患	39	心疾患	32	169
平成14年	悪性新生物	49	呼吸器系疾患	47	心疾患	36	193
平成15年	呼吸器系疾患	53	悪性新生物	49	心疾患	38	205
平成16年	悪性新生物	53	呼吸器系疾患	50	心疾患	35	206

(資料:健康管理センター)

#### 施策の方向

町民一人ひとりが 21世紀の社会を健康で元気に生活できるよう「健康やかげ 21」に基づき、総合的な健康づくりを推進します。

### 1 生涯を通じた健康づくり

保健・医療をめぐる環境の変化や新たな課題に対応し、町民が生涯にわたり健やかで心豊かに生活できる社会の実現を目指し、健康づくりのための目標値を設定した「健康やかげ 21」に基づ

き、自主的な健康づくりと質の高い多様な保健サービスが提供できるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、健康づくりの基盤整備に努めます。また、町民の主体的な健康づくり活動を支援するとともに、疾病予防に重点を置いたきめ細やかな保健活動や心の健康づくりを推進します。さらに、トレーニングルームの利用促進、健康教室での運動指導等を通じ、町民の自主的な健康な体力づくり活動を支援します。

## 2 母子保健の充実

母子保健は、生涯を通じての健康づくりの出発点です。妊産婦や乳幼児の健康増進を図るため、健康診査などの母子の健康管理体制の充実を図るとともに、出産や育児に対する不安やストレスを解消するための心と体の相談事業、育児情報や交流の場の提供、妊婦支援事業の推進など、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりに努めます。

## 3 成人・老人保健対策

成人・老人の健康保持と適切な医療を確保するため、「健康やかげ 21」に基づき、適正な食事を摂り、運動不足を解消し、なるべくストレスを引き下げるなどして、一次予防としての健康的な生活習慣づくりを進めます。また、二次予防としての各種がん検診、基本健康診査等の受診率の向上を図り、早期発見、早期治療により、生活習慣病の予防に努めます。

脳卒中等で機能障害のある人には、機能訓練により社会復帰を促進し、介護予防、在宅療養の指導等を行い、老後に備えた健康づくりを進めます。また、老人性認知症の予防と早期発見のための啓発・相談を充実させます。

## 4 感染症対策の充実

感染症の発生を未然に防ぐため、感染症の予防に関する正しい知識、その他のさまざまな情報の普及啓発に努めます。また、エイズ・HIV感染症や性感染症については、特に若い世代への啓発と相談・検査体制の充実を努めます。さらに、近年増加傾向にある結核については、BCGの直接接種の推進、健康診断等により、結核の予防と早期発見ができるような体制の整備を図ります。

三種混合、日本脳炎、風しん、麻しん、ポリオ等の予防接種は、感染症が流行することを防ぐとともに、予防接種を受けた人が病気にかからないように、あるいはかかっても重くならないようにすることができます。予防接種を受けるかどうかは、努力義務であり、受ける人の意思で決められこととされており、町民に正確で分かりやすい情報を提供するとともに、予防接種の効果や意義、予防接種を受けときの注意点等の知識の普及・啓発に努め、適時の自主的な接種を促進します。

## 5 心の健康づくり

多様化、複雑化する社会の中で、心の健康を害する人が増えてきています。ストレスの解消やゆとりの時間を持つことの大切さなど、心の健康の保持、向上を図るため、町民の自主的な心の健康づくりに関する情報の提供等の普及啓発活動に努めます。

精神障害者の自立と社会復帰・社会参加を促進するため、生活支援体制の充実強化に努めるとともに、精神疾患に対する正しい理解や偏見の解消に努めます。

また、引きこもりや思春期の心の問題、児童虐待等の問題については、関係教育機関や事業所等との連携を強めるとともに、問題の早期解決を進めるための知識の普及啓発を図ります。

## 2 地域医療体制・救急医療体制の充実

### 現況と課題

本町には、平成 17年 10月 1日現在で、病院 2ヶ所( 165床 )、一般診療所 5ヶ所( 38床 )、歯科診療所 6ヶ所の医療機関があり、地域における医療ニーズに対応しています。

少子高齢化の進展、増加する生活習慣病、高齢者の慢性疾患への対応など、医療ニーズは、多様化、高度化してきています。

このような状況に対応し、既存の医療機関をより効果的に町民ニーズに結びつけ、すべての町民が、いつでも、どこでも、適切な医療サービスを安心して受けられるような保健や福祉と連携した医療供給体制の整備を図る必要があります。

また、事故や急病などの場合に、適切な医療がより早く受けられるような救急医療体制については、町内で唯一の救急指定病院としての矢掛町国民健康保険病院を中心として、誰もが安心して日常生活を送るための基盤として、その整備が求められており、初期救急体制としての在宅当番医制、二次救急医療体制としての病院群輪番制病院等による重症救急患者の救急医療の充実に努めてきたところです。

今後においては、急激な高齢化に伴う脳血管疾患や交通事故等に対応した救急医療ニーズが高まっていることから、救急患者の症状に応じ、迅速・的確に対応できる救急医療体制の充実に努める必要があります。

### 医療施設の状況

(平成 17年 10月 1日現在)

区分	病院	一般診療所	歯科診療所
施設数	2	5	6
病床数	165	38	-

(資料: 健康管理センター)

### 施策の方向

#### 1 地域医療体制の充実

町民が安心して快適な療養環境の中で、身近に適切な医療が受けられるように、医療機関相互の連携を強化し、医療需要に対応した医療体制の整備促進を図るとともに、保健・医療・福祉の連携を図りながら、在宅療養者への支援体制の強化に努めます。

また、介護老人保健施設等も含めた医療関係団体の調整、指導、情報提供等を行うことにより、医療等の安全の確保に努めます。

#### 2 救急医療体制の充実

##### 休日・夜間の診療体制の充実

初期救急医療体制では、笠岡医師会会員の輪番による在宅当番医制度等を継続し、休日・夜間における救急患者の医療確保をさらに充実させていきます。

##### 広域的救急医療体制の充実

医療機関と消防との連携、近隣地域( 県南西部保健医療圏 )との連携の強化、ドクターヘリの活用等により、救命率の向上、広域的な救急医療体制の整備をさらに図ります。

##### 救急医療に関する知識の普及・啓発

緊急時における応急手当などの知識や技術の情報提供と普及・啓発に努めます。

### 3 矢掛町国民健康保険病院

町民が安心して生活を送ることができるよう、地域医療の中核施設として、安定した医療を提供できる体制を確立するとともに、救急医療に当っては、救急患者に迅速・的確に対応できる救急医療体制の充実を進めます。

このため、医師をはじめとした医療スタッフの適正な人員確保を図るとともに、電子カルテや予約診療制などの患者の利便性向上につながる施策を推進し、また診療材料の在庫管理システムの導入や院内業務の外部委託など、経営の効率化等による安定した経営体制の確立を図ります。さらに、高齢化に伴う在宅での医療介護ニーズの高まりに対応して、保健・医療・福祉の連携をさらに強化し、作業療法、言語聴覚療法なども含めたりハビリテーション機能の充実を図り、地域の中核リハビリ施設を目指します。

また、24時間体制の初期医療救急病院として、救急患者の症状に応じた医療を迅速・的確に施すとともに、必要に応じた近隣の高度機能を有する病院との連携を強化し、二次救急医療体制の充実を進めます。

国民健康保険病院利用状況

(単位:人)

年度	総数	入院患者	外来患者	1日平均	
				入院	退院
平成12年度	109,825	35,896	73,929	98.3	301.8
平成13年度	105,212	35,341	69,871	96.8	285.2
平成14年度	103,246	36,685	66,561	100.5	271.7
平成15年度	104,555	38,768	65,787	105.9	267.4
平成16年度	103,478	38,994	64,484	106.8	265.4

(資料:国民健康保険病院)

## 2 地域福祉推進体制の充実

### 現況と課題

誰もが住み慣れた地域で、家族や地域の人々と関わりを持ちながら、生きがいのある心豊かな生活を送ることを望んでいます。しかし、社会経済情勢が大きく変化する中で、少子高齢社会の到来や核家族化の進展などにより、家庭や地域の相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど、地域社会が変貌しつつあります。町民生活の安心と幸せを実現するためには、町民が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざした生活を送れるよう、地域社会を基盤とした地域福祉を推進していくことが重要となっています。

このような観点から、平成 12年 6月に改正された社会福祉法において、社会福祉の理念として「地域福祉の推進」及び「地域福祉計画」に関する規定が設けられ、町民や福祉関係団体が連携した、地域福祉の総合的な推進が求められています。

### 施策の方向

すべての町民が住み慣れた家庭や地域で自立して、必要なときに身近なサービスを受けられる地域社会の中で、いきいきと安心して生活することができるよう、保健、医療、福祉、介護に携わる人々はもとより、ボランティアや各種関係機関などによる共助の仕組みを進め、地域の力を結集した取り組みを進めます。

#### 1 地域福祉推進体制の充実

多様化する福祉のニーズに対応するため、在宅福祉、ボランティア活動、社会福祉施設等の諸施策のネットワーク化を進めるとともに、社会福祉協議会、民生委員児童委員等の関係機関と連携を取りながら、町民、地域、行政が一体となった地域福祉推進体制の整備を進めます。

また、町民参画の促進やボランティア活動の振興など、地域福祉を推進する中心的な役割を担っている社会福祉協議会の組織の充実を図るため、行政との連携を図り、地域ケア体制の整備に必要な支援を進めます。

#### 2 町民参画による福祉意識の高揚

町民の自主的な地域福祉活動を促進するために、ボランティア活動の育成・支援を図るとともに、高齢者、障害者への地域福祉権利擁護事業、成年後見制度などの情報提供や利用の支援を図ります。

また、小地域での見守り活動など共助の精神に基づいた町民の福祉意識の高揚を図るため、学校や地域における福祉教育を充実させるとともに、広報紙への掲載、講座・研修会等の開催など、町民の意識啓発に努めます。

さらに、すべての町民が互いに人権を尊重しながら、地域社会の中で安心して暮らすことができるよう、家庭、学校、地域社会などあらゆる場面での福祉教育、啓発活動等により、ノーマライゼーション理念に基づく町民の福祉に対する理解と意識の高揚を図ります。

### 3 高齢者福祉の充実

#### 現況と課題

わが国では、人生 80年の長寿社会を迎え、高齢化が急速に進んでいます。高齢者が住み慣れた家庭や地域で、社会の一員として自立した生活を送ることができる明るく活力ある社会を築き上げていくことが必要です。

本町においても、高齢化の進行にともない、寝たきりや認知症など介護を必要とする高齢者が増加しています。本町における高齢化率は、30.5%で、国(19.5%)、県(22.0%)の数値を大きく上回っています。(平成 16年 10月 1日現在)

こうした中、平成 10年 4月から保健・医療・福祉部門の連携を密にした、専門職の組織による「在宅療養ほっとライン」を設置し、高齢者の要援護者の把握と適切なサービスの提供に努めています。

要援護者にならないための元気老人対策として、老人福祉センターや各地域において、生きがいづくりや健康づくりを進めるため、高齢者の知識と経験を活かしたさまざまな活動が実施されています。さらに、各地区には老人クラブが結成され、1,219人(加入率 24.9% 平成 17年 4月 1日現在)が加入しており、高齢者がともに語り合える、交流や活動の場を創出しています。

今後においても、こうした場を活用しながら、高齢者に対する福祉施策の充実及び健康・生きがいづくり、生活支援、介護予防対策の充実を図るとともに、高齢者が地域社会の中で、生きがいをもって充実した生活を送ることができる環境づくりが求められています。

#### 老人実態調査

(平成 17年 4月 1日現在 単位:人)

区分	65歳以上の人数	左記のうち			
		認知症	寝たきり	一人暮らし	計
矢掛	1,132	8	18	117	143
美川	558	0	3	47	50
三谷	664	5	6	35	46
山田	680	5	13	37	55
川面	609	1	7	37	45
中川	571	1	4	33	38
小田	680	1	7	53	61
合計	4,894	21	58	359	438

(資料:健康福祉課)

## 施策の方向

高齢者が住み慣れた家庭や地域で、安心して生活することができるよう、保健、医療、福祉、介護に携わる人々はもとより、ボランティアや各種関係機関など、地域の力を結集した取り組みを進めます。

### 1 高齢者サービスの充実

高齢者が安心して暮らすことができるように、介護保険制度によるサービスの確保に努めます。また、高齢者が自立した生活を送ることができるように、地域支援事業を充実させるなど、高齢者が健康で生きがいを持って、社会参加ができるよう総合的に支援し、介護保険制度上のサービスとの調整を図りながら、「第3期矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、サービスの確保・充実を図ります。

#### 在宅サービスの充実

高齢者が自立した生活を送る上で必要な支援を行うため、訪問介護、通所介護、通所リハビリテーションなど、介護保険制度との整合性を図りながら、必要なサービスの確保・充実に努めます。また、地域包括支援センターを中心に月1回の地域ケア会議を行うなど、保健、医療、福祉関係者の緊密な連携により、事例検討などを通じ、専門的見地に立った良質なサービス提供に努めます。

#### 施設サービスの充実

介護老人保健施設「たかつま荘」、介護老人福祉施設「長楽園」、社会福祉法人による介護老人福祉施設「矢掛荘」の各施設が整備されており、家庭状況、要介護老人の状態に応じた施設サービスの充実を図ります。

また、認知性の老人同士が支えあう「グループホーム」(2施設)、さらに有料老人ホームも民間事業所により整備されており(30床)、今後、利用者保護の観点からも県あるいは近隣自治体との調整や民間事業者の実態を把握しながら、地域全体のサービス供給体制の整備を図ります。

### 2 生きがいづくりと健康づくり

高齢者の持つ豊富な経験、知識、技術や学習の成果を社会に役立て、地域における生きがいのある活動、余暇活動を通して地域社会に参加し、役割を担うことのできる体制を作るため、個性、年齢等に合わせた生きがい、仕事、趣味を選べるような社会参加を支援する場の提供に努めます。

家に閉じこもりがちな高齢者の福祉増進を基本に、生きがい活動の拠点としての老人福祉センターを中心として、従来の教養講座、趣味活動に加え、生きがい活動支援通所事業など各種サービスの提供を通じ、高齢者の健康づくりと社会参加を促進します。また、高齢社会に対応した施設整備を進め、老人福祉センターの機能の充実を図ります。

シルバー人材センターについては、高齢者が長年培った知識、経験、能力や就業意欲に応じて生きがい対策の充実や生活の向上、自立意識を高めるため、登録者の増加とセンター業務の充実を図ります。

### 3 情報提供・相談体制の充実

地域における在宅介護、高齢者の生活や健康上の悩みなどに対し、健康管理センター、老人福祉センター、社会福祉協議会、民生児童委員等と連携を図り、的確な情報提供、相談体制の充実に努めます。

## 4 障害者福祉の充実

### 現況と課題

身体障害者、知的障害者の高齢化、障害の重度・重複化が進んでおり、社会環境の急速な変化や高齢化社会の進行などによる家族の介護機能の低下などにより、障害者福祉の充実がますます必要となっています。

本町においては、「矢掛町障害者計画」を策定し、人格と個性を尊重し支え合う「共存社会」の実現を目指し、「社会のバリアフリー化」、「利用者本位の支援」を基本とした障害者福祉施策を展開しています。

障害者施策としては、支援費の支給はもとより、福祉年金の給付、介護手当の支給、日常生活用具・補装具の給付、福祉タクシー券の支給、難聴者支援ボランティアの育成などを行っており、また社会福祉協議会でも、身体障害者福祉協会の事務協力等を行っています。

障害のある人も無い人も、社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、地域の中でともに生活する社会が自然なことであるとする「ノーマライゼーション」の考え方を基本理念として、在宅サービス対象者、施設サービス対象者のニーズを把握するなど、社会に参加する力の向上を図り、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備が必要となっています。

### 療育手帳交付状況

(各年度当初現在)

区分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度
重度	54	62	65	62	56	56
軽度	70	90	92	89	85	82
計	124	152	157	151	141	138

(資料：健康福祉課)

### 身体障害者手帳交付状況

(各年度当初現在)

区 分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度
視覚障害	64	65	64	62	52	59
聴覚障害	65	78	74	76	70	69
言語機能障害	13	8	7	8	7	13
肢体不自由障害	492	491	503	483	476	516
内部障害	118	116	126	120	118	141
計	752	758	774	749	723	798

(資料：健康福祉課)

### 施策の方向

#### 1 支援体制の充実

福祉施設等のサービス機関や、国、県の所管する機関との総合的な連携体制を構築し、障害者にとって適切なサービスが提供できる体制づくりに努めます。そのため、障害者計画に基づき、障害者の自立と社会参加を促進するとともに、現状を把握しながら計画を見直したり、関係機関との

連携を強め、障害者本人やその家族が相談や指導を受け、必要とするサービスが適切に利用できるように相談体制の充実を図ります。

## 2 福祉サービスの充実

### (1) 障害の状況に応じたサービスの提供

障害者(児)によりきめ細やかな福祉サービスを提供するため、育成会等を通じて個々の状況を把握し、保健・医療・福祉関係者と連携を図るとともに、身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者の個々の状況に応じたサービスの充実に努めます。

### (2) 在宅福祉、施設福祉の充実

居宅での生活を支援するため、ホームヘルプサービス、デイサービスやショートステイなどの在宅福祉の充実を図ります。また、在宅での生活が困難な障害者に対しては、施設福祉を多くの障害者が利用できるように国・県に対して要望を行いながら、障害者のニーズに応じた福祉施設の適正な確保を進めます。

### (3) 支援費制度への対応

平成 15年 4月より「支援費制度」が導入され、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用することとなりました。支援費制度と介護保険制度との整合性を図りながら、高齢化の進行に配慮し、介護保険や老人福祉と一体となった取り組みを進め、障害の有無にかかわらず、ともに生活できるまちづくりを目指します。

### (4) 障害者自立支援制度への対応

平成 18年 4月より「障害者自立支援制度」が導入され、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援することを目的として、身体、知的、精神の3障害のサービスの共通施策を一元化し、市町村が中心となって障害者の地域生活を支える枠組みを「障害者計画」により整備することになります。

これまで、障害種別ごとに異なる法律に基づいて、自立支援の観点から提供されてきたサービスを共通の制度の下で提供する仕組みの創設に努めます。

## 3 社会参加の促進

障害者が地域社会で自立し、主体的に生活できるように「ノーマライゼーション」の理念の普及と促進を進めるため、積極的な啓発・広報活動を展開します。また、道路、公共施設等のバリアフリー化を進めます。

就労を希望する障害者の雇用機会を拡大するため、新たな雇用の場を創出するための調査研究を行うなど、生きがいを持って働けるよう支援します。また、小規模通所授産施設「あすなる園」では、施設の老朽化と十分な作業場を確保できていないため、社会福祉法人として主体的に施設整備の計画づくりを進めており、計画的、効率的な施設整備の支援に努めます。

## 5 児童福祉の充実

### 1 子育て支援の充実

#### 現況と課題

急速な少子化は、経済や地域社会の活力の低下など、社会経済に広く深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。子供を生み育てることが精神的、身体的、経済的に負担とならないように、子育てに安心感が持てる環境づくりに取り組むことが求められています。また、女性の社会進出、核家族化、一人っ子家庭、地域内での家庭の孤立が進んだことから、家庭の教育力、地域社会の教育力不足が一層顕著になっており、子どもが自立した若者へ成長していくために必要な自然や人と直接触れ合うことにより養われる「豊かな心」や「安定した情緒」が育ちにくい環境となっています。

本町では、子育てと仕事の両立を支援するという面から、町内 4保育園において特別保育事業として、延長保育、一時保育、生後 6ヶ月からの低年齢児保育及び私的契約保育を実施しています。また、平成 12年度には子育て支援センターを設置し、育児相談や一時保育、子育てサークルの育成・支援、支援センターの開放により子どもが安心して遊べる環境の提供等、総合的、計画的に展開しています。

保育園の施設整備も計画的に進め、平成 13年度の小田保育園改築により、町内 4園の改築が完了し、保育環境の向上が図られています。

安心して子供を生み育てられるよう、家庭での子育てや、仕事と子育ての両立、地域での子育てなど、社会全体で子育てを支援する環境づくりが求められています。

また、子どもたちが身近な地域社会で、遊びや交流などの日常生活を通じ、豊かな情操を育み、健全な遊びを与え、健康増進ができるなど、子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりが求められています。

保育園入園児童数の推移

(各年度当初現在 単位：人)

区分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度
5歳	82	86	87	91	64	74
4歳	86	91	84	65	75	82
3歳	67	59	58	63	63	56
2歳	33	37	38	42	31	50
1歳	22	19	26	25	30	37
0歳	5	8	9	8	4	5
計	295	300	302	294	267	304

(資料：健康福祉課)

#### 施策の方向

##### 1 児童の健全育成

保護者等の不在による小学校低学年の児童を対象に、現在 4小学校区に開設されている放課後児童健全育成事業の充実を図るとともに、今後も社会情勢等に応じ、全町での実施に努めます。

##### 2 保育の充実

出生数の減少が続く一方で、女性の社会進出等からこれまで以上に質の高い多様な保育内容を

確保することが求められており、保育園と子育て支援センターで連携し、通常保育を強化し、多様化する保育ニーズに対応した特別保育サービスの充実を図るとともに、職員の充実、資質の向上に努めます。

また、幼稚園と保育園の制度を統合する幼保一元化については、文部科学省、厚生労働省で「総合施設」としての考え方をまとめており、本町としても多様化する幼児教育・保育ニーズに柔軟に対応できる、新たなサービス提供の枠組みについての検討を進めます。

### 3 子育て支援の充実

子育て支援センターの充実や、子育て支援ネットワーク体制の確立、子どもの遊び場の充実・確保、児童会館の建設等に努力するとともに、さらに母子(父子)家庭の就業や自立の促進を目指して相談事業や援護施策の活用等を進めます。

## 2 母子・父子家庭支援の充実

### 現況と課題

近年の離婚件数の増加に伴い、母子家庭及び父子家庭が急増しています。現実の母子家庭の置かれている生活状況を見ると、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することになります。

本町では、7名の母子福祉協力員を委嘱し、母子家庭については、生活全般にわたる相談に応じたり、助言や援助活動を行っています。経済面においては、児童扶養手当・遺族基礎年金・遺児激励金の給付、また医療費の補助として、平成15年10月より母子家庭医療費の受給資格対象が拡大し、父子家庭も対象となり、名称も「ひとり親家庭等医療費」と変更されています。

母子家庭については、子育てをしながら、母が収入面、雇用条件面等でより良い職業に就き、経済的に自立できることが母本人にとっても子どもの成長にとっても重要なことであり、自立支援策の必要が従来以上に高まっています。

一方、父子家庭については、子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高くなっています。

母子・父子家庭の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っており、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組み、個々の世帯の抱える問題に対し相互に支え合う仕組みを確立するなど、きめ細かな配慮をすることが求められており、総合的な支援が必要です。

### 施策の方向

#### 母子・父子福祉の充実

母子・父子家庭の生活の安定と向上を図るため、これまで児童扶養手当に大きくウェイトがかかっている施策を見直し、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就労の支援に主眼を置いて、(1)子育てや生活支援策、(2)就業支援策、(3)養育費の確保策、(4)経済的支援策を総合的に展開します。

そのため、国・県の自立促進事業の積極的な活用を図るとともに、母子福祉協力員、民生委員・児童委員、主任児童委員等の連携を強め、相談・指導体制の充実に努めます。

## 6 生活(低所得者)福祉の充実

### 現況と課題

本町の平成 17年 11月における被保護世帯は 64世帯、被保護人員 86人で、保護率は 0.53パーセントとなっています。

被保護世帯の多くは、生計中心者の傷病と核家族化による高齢者世帯(特にひとり暮らし高齢者世帯)の増加に起因しており、十分な就労ができず、やむなく保護を受けるに至ったケースが大半ですが、被保護世帯の固定化が課題となっているため、関係機関との連携によって、自立意識の促進と積極的な援護を行う必要があります。

また、日々の生活に不安を抱える低所得世帯もかなりあるため、地区担当民生児童委員との連携を図りながら、状況把握と自活のための助言・援護を進める必要があります。

### 被保護者及び世帯数

(各年 4月1日現在)

区 分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度
被保護者	100	91	85	85	83	86
被保護世帯	63	60	60	62	64	64
保護率(%)	0.58	0.54	0.51	0.51	0.50	0.53

(資料:健康福祉課)

### 施策の方向

#### 1 経済的自立の促進

健康で文化的な最低限度の生活水準を保障する生活保護制度の趣旨に基づき、制度の適切な運用を図るとともに、要保護者の事情を十分把握しながら、各種福祉施策を活用し、低所得者の生活意欲の助長と経済的安定を促進します。就職可能者については、積極的に就職を斡旋するなど、経済的自立の支援に努めます。

#### 2 相談体制の充実

保健所や民生児童委員、社会福祉協議会など関係機関との連携を強化し、生活指導、助言など気軽に相談できる体制を整備するなど、総合的な援護の推進を図ります。

## 7 社会保障の充実

### 1 国民年金

#### 現況と課題

国民年金は、国民皆年金体制を目的として創設された制度で、高齢社会における老後の生活を支える大きな役割を果たしています。しかし、若年間での年金に対する理解不足や経済の長期低迷、女性の社会進出など社会情勢の変化によって、国民年金を取り巻く状況は、未加入者、未納者が増加する傾向にあるなど、非常に厳しいものとなっています。

平成 12年 3月、活力ある長寿社会の実現、社会の連帯意識と自助努力の適切な均衡を図り、世代間、世代内の公平性を確保するため、制度の改正が行われ、特例制度や減免制度を新たに設けるなど、安定運営に向けた改善施策が実施されました。また、国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に対して、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成 17年 4月から施行されました。

本町における最近の傾向として、女性の社会参加による職場進出などによる減と、逆に、長引く不況による加入増によって、国民年金被保険者数は、全体として横ばい傾向にあります。これに対し、年金受給者数は、平均寿命の伸びとともに増加している中で、保険料の未納者が増えているといった状況から、加入促進と未納者の一掃に向けた対策が必要となっており、今後においても、町民の安定した生活を確保するために啓発活動や広報活動の充実が求められています。

#### 施策の方向

##### 啓発・広報活動の充実

国民年金法の改正により、平成 12年度から未加入者の加入促進に関する事務が国の事務に、また 保険料徴収事務が平成 14年度から国の事務になりました。

町民の年金受給権を確保するため社会保険事務所との連携、協力を密にして、広報紙やパンフレットによる啓発活動や広報活動の充実に努めます。また、保険料の納付奨励、窓口での相談、指導に努めます。

### 2 国民健康保険

#### 現況と課題

国民健康保険は、被用者保険等の加入者を除くすべての人を対象者とする公的医療保険制度として発足し、相互扶助により個人の負担を軽減し、健康で明るい生活を送るための医療給付制度として、大きな役割を果たしています。

少子高齢化の問題が深刻化していく中で、健康問題は従来にも増して国民の関心事となるとともに、社会経済情勢の移り変わりを背景とした医療構造の変化により、医療費の増加が大きな問題となっています。

本町においても、健康の保持・増進、疾病の早期発見・早期治療を中心とした保健事業の展開により、医療費の抑制に努めています。しかし、高齢化が進むにつれ、被保険者に占める老人保健の対象者が増加し、平成 15年度では全国平均の 25.3パーセントに対し、本町では 40.2パーセントと非常に高い率になっており、国民健康保険被保険者の総医療費で見ても、老人保健対象者に係る医療費の額はその 6割以上になっています。

一方、退職者医療制度の対象である被保険者については、社会保険庁の協力を得る中で、該当者への

周知が効果を挙げ、適用率が高くなっており、一般被保険者の負担軽減につながっています。

保険税の収納対策として、長期滞納者、多額滞納者に対して、納税相談等を実施するとともに、短期被保険者証、資格証明書の発行を行うなどの対策により収納率の向上に努めています。

今後、高齢化がさらに進み、担税能力の低下が懸念され、さらに、平成 14 年 10 月から、老人保健医療対象者が 70 歳以上から 75 歳以上に引き上げられ、制度上の財政基盤の弱さゆえに、国民健康保険事業の運営はますます厳しくなっていくことが予想されています。このため、医療費の適正化とともに、保険税収納率の向上などに努め、国民健康保険財政の健全化を図る必要があります。

国民健康保険被保険者数及び療養給付の状況

(各年度末現在)

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
世帯数(世帯)	2,811	2,860	2,968	3,063	3,094
被保険者数(人)	5,594	5,700	5,886	6,030	6,031
療養給付費総額(千円)	580,682	593,234	576,421	714,833	750,872
1人当り費用額(千円)	245	250	234	273	278
1世帯当り費用額(千円)	287	288	270	322	331

(資料:健康福祉課)

### 施策の方向

#### 国民健康保険制度の充実

長引く不況の中、国民健康保険事業の健全化への急速な好転は望めないものと予測されています。このため、町民の健康保持、増進を図るとともに、国民健康保険事業の現状を広報などを通じて広く知ってもらい、理解を得るなかで、保健施策の充実と医療費の適正化を図り、国保運営の健全化のための基盤整備を促進します。

#### 1 健康づくりの推進

健康管理センターを拠点として、保健・福祉及び診療施設である矢掛病院、介護老人保健施設「たかつま荘」などの各部門が一体となって「生涯を通じた健康づくり」、「機能回復訓練教室等の開催」、「直診施設との連携による保健事業の推進」等の事業をさらに充実させ、自己健康管理意欲を高めながら保健・医療・福祉面での一体的な健康づくりの実践を通じ、適正受診による医療費の適正化や医療費の抑制に努めます。

#### 2 保険税の収納促進

保険税の収納対策については、平成 12 年度からの国民健康保険法の改正を受けて実施されている長期滞納者に対する被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付を行い、国民健康保険制度についての理解を求めるとともに、納税相談等の実施により収納率の向上を図るなど、健全な運営に努めます。

### 3 介護保険

#### 現況と課題

急速に進む高齢化の中で、寝たきりや認知症などにより、介護を必要とする高齢者が増加しています。また、高齢者を支える家族の高齢化も進み、家族による介護だけでは対応することが難しくなっています。誰もが将来の生活に不安を与える介護の問題を社会全体で支えていくことを目的として、平成 12年 4月から介護保険制度が施行されています。

本町の要介護認定者は、平成 12年度末 600人、平成 13年度末 636人、平成 14年度末 731人、平成 15年度末 846人、平成 16年度末 928人と年々増加しています。介護保険制度の運用に当っては、要援護者の将来を見据えた「介護保険事業計画」を策定し、この計画に沿って事業を展開しているところです。

現在、居宅サービスについては、訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所などのサービスが民間事業所により提供されています。施設サービスとしては、介護老人福祉施設が 2施設、介護老人保健施設が 1施設、介護療養型医療施設が 3施設あり、公立、民間施設がともに整っています。また、認知症高齢者グループホームとして 2つの民間施設、軽費老人ホームとして 1つの民間施設があり、介護サービスを提供しているところです。

今後、要援護者の需要実態を分析しながら、適切な介護保険サービスを提供するため、制度の質的な向上に努め、円滑な事業運営を図る必要があります。

介護保険 被保険者数 認定者数 受給者の状況 (各年度末現在)

区 分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
世帯数(世帯)	3,249	3,265	3,281	3,298	3,302
被保険者数(人)	4,787	4,830	4,880	4,893	4,895
認定者数(人)	600	636	731	846	928
受給者数(人)	483	530	644	679	776

(資料：健康福祉課)

#### 施策の方向

##### 1 介護保険制度の適正な運営

介護保険事業の実施に当っては、その指針となる「介護保険事業計画」に沿った着実な推進を図るとともに、介護保険制度を十分に理解し、活用していただくため、広報、啓発活動を積極的に進めます。

##### 2 サービス提供体制の充実

要介護・要支援認定に当っては、研修機会の確保に努め、認定調査及び認定審査の質を一層高め、正確で公平迅速な要介護認定に努めます。

利用者のニーズに応じた、安定したより良質なサービスが提供できるよう、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等との連携を図るとともに、介護支援専門員の資質の向上を図るなど、サービス事業の基盤整備を図ります。

### 3 介護保険料の収納率向上

サービス給付費は、保険料が財源となっていることから、介護保険制度の必要性の啓発、納付相談の実施等により、保険料の完全徴収に努め、安定した事業運営を図ります。

### 4 地域包括支援センターの創設

すべての町民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として、「社会福祉士」「保健師」「介護支援専門員」の3名の職員を配属した「地域包括支援センター」を創設します。

これは、現行の介護を予防重視型の介護システムへの転換を図るもので、介護予防推進のため、要介護・要支援になる恐れのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を実施する「地域支援事業」と、要介護状態等の軽減、悪化防止に効果的な軽度要介護者を対象とする「新予防給付」が創設され、一貫性・連続性のある総合介護予防システムを地域包括支援センターで提供し、高齢者が要介護状態になることを防ぐ介護予防を推進します。

## 8 救護施設の充実

### 現況と課題

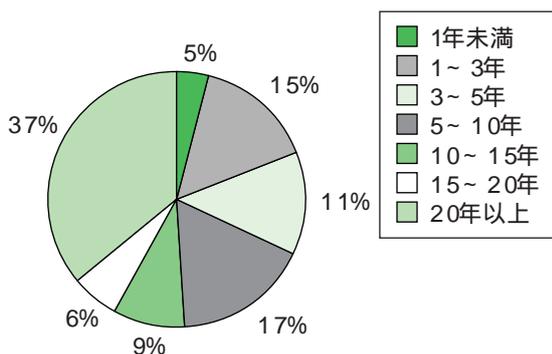
救護施設は、身体や精神に障害があり、経済的な問題を含めて日常生活を送るのが困難な方々が、健康で安心して生活していただくための生活保護法に基づく保護施設です。

昭和38年に保護施設として開設した救護施設「矢掛寮」は、他の福祉施設が専門化していく中で、身体的・精神的に障害があり、日常生活に支障をきたす重複障害者の方々が健康で安心して生活を送っていただけるよう、地域福祉の拠点としての役割を担ってきました。

開設後40年を経過した今日、施設の老朽化が進んでいます。また、入寮者の入寮期間の長期化・高齢化に伴い、日常生活の支援・介護に多くの労力を要するとともに、入寮者の健康管理により配慮した対応が必要となってきています。このため、それぞれの入寮者に応じた処遇を適時に、適確に提供する必要があります。

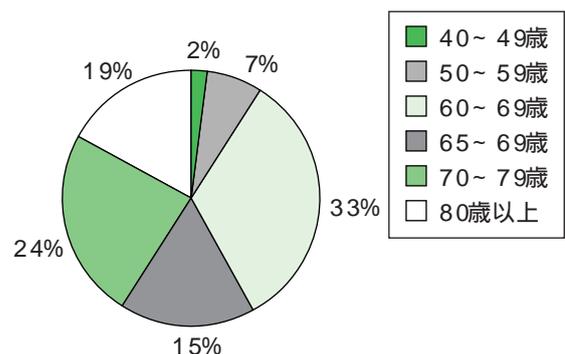
また、施設整備を進めるとともに、専門化した施設への移行も視野に入れた運営方法についても検討していく必要があります。

在寮期間の状況（平成17年4月1日現在）



（資料：矢掛寮）

入寮者の年齢の状況（平成17年4月1日現在）



（資料：矢掛寮）

## 施策の方向

### 1 処遇の充実

入寮者の基本的人権が尊重され、健康で明るい文化的な生活を送ることができるよう支援します。高齢化、重複障害にも対応した専門的な処遇を行うため、職員の能力向上や医療体制の充実を図り、健康管理を適正に行い、必要な医療・介護サービスの提供に努めます。

また、寮内での各種クラブ活動、地域社会との交流等を通じ、生きがいをもって生活できるような環境づくりに努めるとともに、入寮者の能力を最大限に発揮していただけるよう、作業訓練をはじめ身体機能、日常生活動作、生活習慣などのプログラムを提供し、社会復帰を促進していきます。

### 2 施設の充実

施設の老朽化に対応し、すべての入寮者が安心して快適な寮生活を送ることができるよう、バリアフリーに基づいた維持補修を心掛け、やさしさやうるおいを感じられる施設整備を進めます。

また、今後の福祉制度の動向、同種の施設の実態を把握しながら、国が進めている法人化への対応等を検討する中で、施設の建て替えも含み、運営方法のあり方の研究を進めます。

## 9 介護老人保健施設の充実

### 現況と課題

「たかつま荘」は、平成 7年 6月に「老人保健施設」として開設し、平成 12年 4月からは介護保険制度の施行とともに、新しく「介護老人保健施設」に名称変更し、現在、入所、短期入所については、要介護 1以上の認定を受けた被保険者に対して、また通所リハビリテーションについては、要支援以上と認定された被保険者に対して、それぞれサービス提供を行っています。

しかし、入所者は、定員(50人)一杯の利用をいただいております。通所リハビリテーションについても定員を 30名に増やし実施していることを考えると、今後大幅な増収は見込めない状況となっており、介護スタッフの人員確保、安定した経営体制の確立等を進め、安心して利用いただける施設づくりが求められています。

### 施策の方向

#### 1 介護サービスの充実

公の介護保険サービス提供事業所として、「介護老人保健施設」という施設の特性を活かし、機能を十分に活用し、各医療機関、健康福祉課、介護サービス提供事業所等関係機関との連携を図りながら、利用者のニーズに対応し、たかつま荘の信条である「温かい心」を基本に、安定したより良質な介護サービスの提供に努めます。

また、入所者が安心して利用できるよう、看護職員、介護職員の能力向上等に努め、さらに、医療・介護体制を充実させ、入所者の在宅復帰を促進し、いつでも入所できるような支援体制の構築を目指します。

#### 2 経営の安定化

サービス給付費は、保険料が財源となっており、介護保険制度の必要性の啓発に努めるとともに、経営の効率化を推進するなど、安定した経営体制の確立を図ります。